

令和 7 年度 第 5 回

病院経営戦略会議報告

日 時 令和 7 年 6 月 3 日（火） 13 時 00 分～13 時 15 分
場 所 アッセンブリーホール
出席者 朝見院長、池田副院長、金子副院長、馬場副院長、原看護部長、
塚本病院経営部長、坂口病院総務課長、細沼病院総務課参与、
澤田病院施設管理課長、臼井病院財務課長、片岡医事課長、
石井出情報管理室長、田中患者支援センター副所長
事務局 病院総務課 天本

内 容

◎坂口病院総務課長

【報告事項】

（夏季休暇及び年次有給休暇の取得について）

- ・診療部と看護部は夏季休暇の適用期間は、例年通り 6 月から 10 月。
- ・所属長は、この期間に所属職員が 5 日の夏季休暇を取得し、少なくとも 3 日以上
の年次有給休暇と合わせて 8 日以上 of 休暇を計画的に取得できるよう努めてい
ただきたい。
- ・また、市として職員の 1 年間の年次有給休暇の取得日数を 14 日以上とする目標
を掲げているので、所属長は、所属職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努め
ていただきたい。

→研修医も同じ条件か。（馬場副院長）

→会計年度任用職員は条件によって付与される日数が異なるが、フルタイムの
職員は正規職員と同一の扱いとなる。年休についても正規職員と同じように
取得していただきたい。（病院総務課長）

◎澤田病院施設管理課長

【協議事項】

（テレビの設置について）

- ・一般家庭では、家の中にテレビを何台設置しても受信料は変わらないが、事業所

においては、2台目以降は1台あたり、年額7,282円の受信料がかかり、廃棄にもコストがかかるので、今後は病院内に設置するテレビの台数を制限したいと考えている。

- ・今後は、私物のテレビ設置については不可。新規設置や増設については原則不可。既存のテレビの故障等による買換えについては、事前に協議いただいたうえで、業務上必要な場合に限り許可することとしたいと考えているが、本件についてご協議をお願いしたい。
- ・なお、各階、各病棟の医師・看護師控室、仮眠室、当直室、休憩室など、既に設置しているテレビについても、スタッフのみが使用する場所で、使用頻度の低いものは撤去を検討していただきたい。
 - 削減を検討したい場所として、各病棟の看護師控室が挙げられているが、検討するのは誰か。(看護部長)
 - 現在設置しているテレビが基本となる。買い替えが必要となった際に、病院施設管理課で事情を聴取し判断するが、その前に必要がないということであれば申し出ていただきたい。(病院施設管理課長)
 - 家族面会室とか談話室などの病棟の広い場所にもテレビがあるが、これも壊れた場合に考えるということか。(看護部長)
 - 患者さんの待合室とか皆で見る場所については、設置を許可したいと考えている。(病院施設管理課長)
 - 本件については、説明のとおり決定する。(朝見院長)

◎片岡医事課長

【報告事項】

(急性期看護補助体制加算(25対1 看護補助者5割未満))

- ・施設基準を満たしたので申請を行い、6月1日から算定開始となる。
 - この加算を算定するにあたって新たな雇用等のコストは発生するか。(池田副院长)
 - 現体制で加算を算定できる。(医事課長)

以上